

令和6年度定期監査（上期）

- 1 実施期間** 令和6年5月14日から6月5日まで
- 2 対象とした事項及び範囲** 令和5年度 一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について（令和6年3月31日現在）
- 3 対象部課名** 一之宮支所、久々野支所、朝日支所

4 着眼点

一般会計及び特別会計の歳入歳出予算執行状況について、下記を主眼として監査を実施した。

- ・ 正確性：財務関係書類等の正確性の検証
- ・ 適法性：法令・規則等に準じた事務処理がされているか、調達（契約）の方法などが適正か
- ・ 計画性：予算の執行は計画的に行われているか
- ・ 効率性：事業運営が費用・労務を最少限とする手法か
- ・ 有効性：事業運営の結果が、所期の目標を達成しているか、また、効果をあげているか

5 監査の方法

対象3支所を巡回し、各支所から提出された資料について、書類監査を行うとともに、説明聴取及び質疑を実施した。

6 監査の結果

監査の結果、事務事業の執行状況は全般にわたり概ね適切であった。

なお、監査の過程での軽微な事項については、口頭で指示をしたが、特に次の諸点については留意されたい。

① 使用料等の納入について（一之宮支所・久々野支所）

支所庁舎及び多目的センターの使用料等の納入手続きについて諸帳票を確認したところ、以下の支所において不適切な処理が見受けられた。

支所名	名称	受付日	許可日	調定日	納付日	使用日
一之宮支所	支所庁舎	6/5(月)	6/5(月)	6/5(月)	6/14(水)	6/13(火)
久々野支所	多目的センター	2/21(水)	2/22(木)	2/22(木)	3/6(水)	3/4(月)

・一之宮支所庁舎の使用について

高山市庁舎の開放に関する規則（以下、「規則」という。）第7条第2項において、使用者が負担すべき必要経費は、使用許可の際に使用者から徴収すると規定しているが、許可日より後に納入されていた。

・久々野多目的センターの使用について

高山市久々野多目的センター管理規則（以下、「規則」という。）第5条の2において、多目的室の使用の許可を受けた者は、使用しようとする日以前に使用料を納入するものとする規定しているが、使用日より後に納入されていた。

昨年の定期監査（公民館使用許可申請）でも指摘したところであるが、今年度も規則に基づかない事務処理がされていた。

いずれの施設においても、規則に基づいた適切な事務処理に努められたい。

なお、コミュニティの場として市民に広く活用されるためにも、実態に合った規則となるよう類似施設においても統一した見直しを検討されたい。

② 延滞金の発生について（久々野支所）

久々野支所が管理するスキー場運営事業費において、延滞金 98 円が支出されていた。

内容を確認したところ、令和5年9月に請求された旧アルコピアスキー場の浄化槽及び水道の電気料金（計 29,748 円）にかかる請求書を職員が未開封のまま放置していた結果、支払遅延による延滞利息が発生していたものである。

今後、同様の事案が発生しないよう、事務の進捗管理を徹底するとともに、緊張感を持って業務にあたられたい。

③ 施設の維持管理について（朝日支所）

朝日支所敷地内にある旧朝日公民館は、市の普通財産であり、1階部分は壁がなく、柱だけで構成された吹きさらしとなっており、物置きや公用車駐車場としても利用されている。

現場を確認したところ、危険物である混合油の入った携行缶が放置されていた。

誰もが容易に出入りできる場所であり、火災や盗難の恐れもあることから、安全かつ適切に管理されたい。

なお、各支所の施設においても、事故等を未然に防ぐため、安全確認を実施されたい。